

平成 28 年 12 月 13 日制定

(目 的)

第 1 条 本事業は、各行政機関、高齢者勤労センター等のサービス(以下、「各種公的制度」)に該当することなく、高齢、突発的な病気・けが等により、何らかの介護等のサービスが必要な方を支援し、日常生活・健康保持に役立てるとともに地域福祉を充実させることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 利用対象者は、各種公的制度に該当することなく、高齢、突発的な病気・けが等により、日常生活に何らかの介護等の援助が必要な方。

2 前項に規定するもののほか、理事長が特に必要と認める方。

(サービス内容及び実施場所等)

第 3 条 本事業は、次に掲げるサービスを提供するものとし、具体的内容は別表 1 の通りとする。

- (1) 通所介護(デイサービス)事業
- (2) 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業
- (3) 洗濯サービス事業

2 実施場所等については、法人が運営する指定居宅サービス事業所等を活用する。

(利用料)

第 4 条 本事業の利用料は、別表 1 の通りとする。

2 利用者に特別の事由がある場合は、利用料の猶予又は、軽減をすることができる。

(利用期間)

第 5 条 本事業の利用期間は、決定通知日より 6 ヶ月以内とする。

(利用の申請等)

第 6 条 本事業の利用を希望する者は、様式 1 の利用申込書兼誓約書に本会が必要と認めた関係書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

2 利用期間を超え、さらに支援が必要な場合は、第 1 項と同様の手続きを行い、サービス内容の見直し・更新をするものとする。

(利用者の決定・同意)

第 7 条 前条の利用申込書兼誓約書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じ、担当介護支援専門員、医療・保健機関・民生児童委員の意見を参考として、理事長が可否の意見を決定し、様式 2 通知書兼同意書にて申請者に通知並びに同意を得るものとする。

(利用料の納入)

第 8 条 利用者は、第 4 条の利用料を法人が発行する請求書により、指定された納入期日までに納入しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。